

文教福祉委員会

令和3年3月4日（木）

午前9時58分～午後3時20分

議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、  
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・保健福祉部 大城保健福祉部長、森副部長兼福祉総務課長、宮地生活福祉課長、  
梶山保健福祉課長、古田健康づくり課長、村口障がい福祉課長、  
川副高齢福祉課長、小峰事務長、木原特別定額給付金室室長  
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○池田委員長

皆さんおはようございます。少し時間が早いようですが、そろいましたので、ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

審査日程に従い、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思いますが、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されますようお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、多岐にわたる質疑をお持ちであると思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと、答弁が分かりにくくなります。質疑の該当箇所、ページ数等を示した上で、1回につき2問くらいに絞っていただければと思います。

それから、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。また、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することを留意していただきますようお願い申し上げます。

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第20号議案を審査します。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第20号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので第20号議案の質疑を終わります。次に第21号議案を審査します。執行部から議案の説明をお願いします。

◎第21号議案 佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

まず、税率改定に関することですが、県の標準税率が下がったのは初めてということですか。

○梶山保険年金課長

これまで、平成30年以降、全体的に標準税率が下がった形で示されたのは今回が初めてでございます。

○山下明子委員

上がったときには、佐賀市はどういうふうに、まず、県が上がったときにはどういうふうに上がって、そして、佐賀市はそれに数字としてどのように対応してきたかということ資料出せますか。何円が何円になり、そのときに佐賀市の場合はどうしたかということです。

○梶山保険年金課長

資料をとということですか。基本的には、今回、引下げについても小数点第2位を丸めさせていただく形でさせていただいております。小数点第2位を上げる場合は、いわゆる丸めておりますが、あと均等割と平等割、今回500円単位で引上げておりますけれども、同じような考え方でさせていただいております。これまでと同様です。小数点第2位を調整し、額の分、平等割、均等割については500円単位で調整させていただいております。

○山下明子委員

上がったときに、例えば、県の場合は、均等割や平等割は1円単位になったりしていませんか。それで、1円単位で動いたときに、上のほうで取っているか、下のほうで取っているかという点では、どういう感じでしていますか。

○梶山保険年金課長

山下明子委員は500円単位のところだと思うんですけども、今回、考え方としては、上げるときも下げるときも佐賀市においては同じような考え方でさせていただいております。調整方法としてはですね。ただ、標準保険税率、例えば1円単位に設定することで歳

入歳出が釣り合うという計算になりますので、今回、端数分ですね、調整を取ることで黒字要素が増えます。今回でいえば、3,000万円程度黒字要素となるわけですが、当然、標準税率はあくまで歳入歳出が釣り合う状態での計算となりますので、国、県からの交付金の減とか、例えば収納率の低下、そういった歳入予算額でも実績が下がる場合に備えて、若干の余力を持つ必要があるであろうということで、これまでも500円単位を基本としてきたわけですが、今回も500円単位で税額というのは合わせております。

それともう一つは、被保険者の方に例えば制度を説明させていただくときがあるんですけども、当然軽減額というのも1円単位だと非常に煩雑になって分かりづらいというところもありますので、ある程度区切りのいい数字、それは100円なのか500円単位なのかというのはあるかと思いますが、1円単位で合わせるのではなくて、ある程度区切りのいいところで、どこで調整させていただくかというところで、今回は500円単位とさせていただいたところです。

#### ○山下明子委員

私、今回、県が標準税率を引下げたというのも、何というんですかね、この動きの中では画期的というか、思ったし、佐賀市もそれに倣って、医療分に関しては下がっているんだなと思ったんですけども、1個1個見えていますと、要するに県が上げれば上げる、下げれば下げるという大きな流れの中で、その下げ方はどうなのということを見ていったわけですね。そうすると、例えば、医療分において、均等割額は県だと730円下がるはずなんですよね。730円下がるはずが500円しか下げていないと。それから、平等割額は4,024円下がるところを4,000円ということで、ここは差額24円だとか、12円とか、3,016円のところ3,000円とか。だから、12円とか16円のところは目くじら立てないんですが、730円下がるところを500円という、この230円というのは、結構、バス代10円上げるのでも、昔、市バスの運賃を10円上げるのでも結構きちんと条例改正して大変なのに、国保税は最高限度額を何万円と上げるのを平気で専決処分するのかという議論を昔からしていたことがあるわけなんですけど、そういう点でいくと、特に均等割というのは被保険者一人一人にかかる部分で、均等割を引き下げるといのがとても求められてきた中で、ここはとてもいいところなのに、そこは500円単位だからというふうに平気で言われるあたりが、ちょっと何というんですか、もったいないといいますか、730円のせめて700円下げんねと言いたいところなわけですね。それから、さっき課長が100円なのか500円なのかという丸め方だと言われたんですが、そこはやっぱり、本当に少しでも下がったら気持ち違うよというところが、なぜここが230円開いてしまったのかというところはどうなんですか。

#### ○梶山保険年金課長

佐賀県が標準税率を示しまして、その後に市町が以下どのぐらいの税率を上げるかというのは、いろんな状況を見ながら決めさせていただきま。今で言えばコロナでございますので、佐賀市は下げさせていただく修正をさせていただきました。これで言いますと、

県内で20市町あるわけですが、佐賀市も含めて4市町だけが下げる改定。1町は上げる改定をしております。下げる標準税率でも上げる改定をしております。ほかは現状維持をしております。これはなぜかという、医療費が今後下がる見込みが立っていないんですね。今年度に関しては、たまたまこのような下げる標準税率が示されました。これには理由がありまして、いわゆる国からの交付金等が前年より増えたということ。これは、全国的なバランスで交付されますので、佐賀市の特殊な事情で前期高齢者交付金というのがいつもより多めに交付されております。それともう一つは、これまで広域化後3年間、非常に佐賀県が固く医療費を見込んでおりまして、ある程度の決算剰余金が増えてきたということで、医療費は将来的には上がる想定なんですけど、こういうコロナの状況であるとか、そういったものを鑑みて、佐賀県のほうで若干下げた標準税率を出しておりますが、そこに対しまして各市町が後どういうふうに判断していくかと。もしこれは、下げれば下げただけ、翌年度以降に今度は反動が出てくることも考えられますので、その分で言うと、3,000万円分が黒字要素ということになります。山下明子委員おっしゃるように、仮に1円単位で合わせたとした場合には、3,000万円保険税が確保できなくなると。私どもは、この3,000万円は当然翌年度に調整とかに使うこともできますので、今後、医療費が上がる見込みというのはなかなか立てづらいもんですから、ある程度下げ幅を、今後の医療費の動向等を勘案しながら決めさせていただいたということでございます。

○山下明子委員

ということは、もしこれを標準税率程度に全部したらば、3,000万円だという試算だということなんですかね。

○梶山保険年金課長

そのとおりです。

○山下明子委員

私、今回引下げの方向にベクトルが向いたということは本当に歓迎しているんですね。しかも均等割も含めて下がったと。いつも所得割率は下がっても平等割、均等割は上がるとか、大体そういう感じでいったので、それが下がったということ自体は評価しているんですけども、本当に一番大事な均等割のところ、何でもう少しきちっと見なかったのかなというのがとても心残りであるというところは、やっぱり国保税は高過ぎるという声があることから見たときに、もう一步頑張っしてほしいなという思いを持っているという、これは意見として述べさせていただきます。

ちなみに、これで全部が下がるわけではないわけですよ。これは下がったからといって、上がる場所も実は世帯によってはあるということなんですけど、そこら辺についてちょっともう少し説明していただけますか。

○梶山保険年金課長

資料の3ページの表を見ていただきますと、おおむね低所得者世帯は、これは平均なん

ですが、下がる傾向にあると。なぜ上がっているのかということですがけれども、例えば、40歳から64歳の方で、限度額に達していない世帯があった場合、今回介護保険に関しては若干上がっている改定をしておりますので、そういう方がいらっしゃった場合は、まだまだ上限に達していないゾーンにおいて、これが今回の高所得者層のところでも少し上がっているのがそういうことになるんですけれども、平均的には上がっていると、上がる世帯もあるというところがございます。

○山下明子委員

年齢層でいくと、40歳未満の人ばかりの世帯は上がらない、介護保険との関係がないところとは。介護保険の影響が出るところで上がっていく可能性があるということでしょうか。

○梶山保険年金課長

所得が同じであればそういうところがございます。

○池田委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第21号議案の質疑を終わります。

次に、第1号議案と第33号議案及び第34号議案をまとめて審査を行います。

審査の順につきましては、第1号議案、3款第1項と2項を審査し、次に、第1号議案、3款4項と5項、その後、第1号議案の4款、第33号議案、4款及び第34号議案の審査を行います。

それでは、最初に第1号議案、3款1項及び2項の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和3年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出3款1項、2項 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○永渕副委員長

資料番号3番の189ページ、上のほう、地域課題相談支援体制整備事業に関してお聞きします。再度ここをもう少しちょっと詳しく聞きたいという思いがありまして、昨年度と同じ内容ですと、3,400万円ぐらいですかね、何か非常に大きな金額の動きがあるという点から、どういうふうなことを来年度やっていこうということになっているのかをもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

昨年度と比較しまして、約2,800万円の増額になっておりますけれども、主なものとしては、市社協への委託料が主なものになっております。特に、地域力強化推進事業につきまして、これまで旧市内19校区にコミュニティソーシャルワーカーを6名配置しておりましたが、令和4年度からは対象地域を市内全域に拡大しまして、人員を4名増やしまして10名体制で積極的に地域にいらっしゃる相談者のもとに出向いて、アウトリーチ

活動をして、福祉の困り事に対する相談支援を、伴走型支援を活動してまいるとともに、支所管内の地域づくりを支援していくということで、個別相談支援以外に地域支援としまして、各校区社協とか民生委員協議会とかまち協とかいろんなどころに入りまして、まず各団体のネットワークを図って、地域の中の課題が何かというのを見つけ把握しまして、それでその各地域ごとのどういった取組をしたほうがいいのかというところの地域支援、その先に、地域の課題に対する仕組みづくり支援としまして、今現在、旧市内で行っているものはコミュニティカフェの設置とか、福祉協力員の設置、新規の立ち上げとかに支援していく活動を、令和4年度は旧市内だけではなくて、支所管内にもそういった活動を充実させていきたいということで、今回2,800万円近くを増額させていただいております。以上でございます。

○永淵副委員長

これから始める部分ですので、次年度も再度どんな形で進んでいったかを確認はしたいんですけど、直接的なお話として、先ほど出ていたコミュニティカフェ事業とかを、例えば数値目標として、このぐらいまで持っていきたいとか、今度は何か所増やしたいとか、そういうのが今の段階でお考えがあればお聞かせください。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

今、コミュニティカフェ自体は26か所、市内に設置されております。やはりコミュニティカフェを設置したいという目的が、今までの高齢者サロンとかそういった形ではなくて、多世代のいろんな方々が集う場というのを地域の中につくって行って、そういった地域の交流の中で、課題を持つ人をまた発見してみたり、地域課題はこういうことがあるよねという、話し合う場というのが大切だと思いますので、そういったことをつくっていきたいんですけども、今のところ数値目標というのはございませんので、まず地域の方がそういったものを必要としているかどうか、地域の中で地域の方で運営していただくカフェになりますので、そういったところの働きかけはしていきたいと思っておりますけど、数値目標自体は今ございません。以上です。

○永淵副委員長

そこを積極的に働きかけしていくというところだと思いますので、試みとして、展開としても、これを充実していこうというのはいいことだと思いますので、目標はまだ明確じゃないということですが、できれば次年度に非常に増えたというところの御報告を受けられればと思っておりますので、こちらに関しては、ぜひ努力していただければということで要望を出しておきます。よろしくお願ひします。

○川崎委員

今19校区ということで、これからの19校区の6名ですか、それと全体的に4名増やしていくということでおっしゃいましたけれども、この全体的とは、どのような全体的のあれなのか、ちょっと具体的に説明してもらいたいと思います。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

全体的に10名体制にするわけなんですけれども、大きく市域を北部、中部、南部というふうに3つのエリアに分けて、これは各校区ごとに誰がCSWということ特定せずに、3名1チームでチームによる支援をしていきたいと思っています。やはりCSWというそれぞれの個人差というか、能力——能力と言ったらあれなんですけれども、力の使い方がなかなかうまくいきませんので、ぜひ来年度はチームにより支援をしていって、その中で、いろんな情報共有をしながらやっていきたいと思っていますので、その3名を3つのグループに分けて、統括する職員を1名ということで全体で10名体制にしていきたいと思っています。以上です。

○山下明子委員

同じページの避難行動要支援者の対策に関してなんですけど、この間、実際にいろいろ災害が起きてきて、避難所に5,000名を超える人たちが避難をするということになっていき、いろいろな課題が見えてきたと思うんですけど、実際の災害を踏まえて、今回この件に関しては、何か変えてきたこととかはあるんですか。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

今年度は今登録していらっしゃる方の個別計画をもう一回見直すということで、今登録してある方に個別計画表の内容を確認していただく郵送照会をしております。それで、いろんなお問合せがあつて、自分はこういうふうに登録しているけれども、実際こうなんだよという現状をいろいろフィードバックさせていただいた取組がございます、新たにですね。ただ、今登録率自体は低くなっておりますので、民生委員とかおたっしゃ本舗のほうに登録の勧奨はお願いしております、という現状でございます。以上です。

○山下明子委員

大概この話だと、登録の話で終わってしまうわけで、登録した先どうなるのかとか、個別にどう対応していくのか、だから支援を要する中身がいろいろ人によってありますよね。だから、そこら辺を現実はどう運用するのかというところに関しても、実地でいろいろやっていかないと見えてこないと思うんですけど、今のところ登録をいかに増やすかの話になってしまっていて、災害はほぼ毎年やってくる中で、現実課題として見えてきたことだとか、そこら辺というのはどう整理されているのかなど。それがきちっと取組の中に生かしてもらわないと、ただ予算がついているというだけではないと思うんですけど、その辺どうなんですか。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

市内で同じような取組をなかなかできないんですけれども、例えば相談があつたところの新栄地区なんですけれども、そのところは福祉協力員と民生委員、自治会のほうに御協力いただいて、実際、登録されている以外に支援が必要な方の洗い出しをいただいている状況でございます。

もう一つの課題が、避難支援員がいないということですので、避難支援員になっていた方を、やっぱりそのところは、きちんと地域の中で支援を必要としている方と、周りで住んでいらっしゃる地域の方とやっぱり顔を合わせていただいて、その確保には今後努めていきたいと思っています。

もう一つ、今、浸水地区のハザードマップが出ておりますので、ああいったものと、そこに住んでいらっしゃる方を優先的に避難行動の登録していただくような取組は今後考えていかないといけないと思っております。以上でございます。

○山下明子委員

福祉避難所との関係だとか、本当に歩けない方とか車椅子の方どうするとか、結構SNSを使って、必要な人は車を出しますから言うてくださみたいな呼びかけをしてくれる人がいたり、そこでマッチングしたりという、もう本当個別にそんなことになってしまってもいいわけですね。本当はそういう人たちがちゃんと登録できているんやろうかねということをそういうつながりの中で推し進めていくとか、後押ししていくということも含めて、何か地域だけに任せるということだけでなく、いろんなつながりがあってやっていけるとか、それから地域に任せても、避難支援員になった人が仕事に出かけていないとか、どんなときの災害になるかということ、だから、そういう点でのつなぎ方だとかということも含めて、個別具体的な対応ができるような仕組みとか、そういうことまでやっていかないと、何かこれは名簿づくりで終わっているといかんという、本当何度も言ってますみませんが、そういうところがちょっと見えてきづらいので、今おっしゃったような新栄校区のことを言われましたが、いろんな取組の具体例というのも広げていく必要があると思うんですよ。どんなことしていったらいいのか分からないとか、だから、そこら辺もぜひ進めていただきたいと思うんですが。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

確かにおっしゃるように、新栄の取組をお話ししたんですけれども、それ以外にこの前お話ししたのは下高木の自治会の取組とか、そういった取組を今後いろんなところに、こちらのほうで、ほかの地区はこういうことをやっていらっしゃいますよとか、北川副はこれだけいろんな取組をされていらっしゃいますとか、先進的な地域の取組を、まだうまく避難行動要支援の事業というか、避難支援自体が伝わっていないところに名簿を配付するときに、自治会とか民生委員会の中で十分説明していかないといけないと思っておりますので、ほかのところはほかのところではなくて、進んでいるところを十分に説明しながら、地域と施設と——施設もなんですけど、施設と、こちらの行政のほうと、三位一体になって進めていかないといけないとは思っております。以上です。

○池田委員長

ほかにないですか。

○富永委員



資料番号3番、195ページの上から4つ目のポチなんですけれども、難聴児補聴器購入費助成費に関してです。これは昨年度から新しく、手帳の対象にならない方とか片耳難聴の方への対象もされているんですけれども、申請件数とか、当初の見込みに対してどうだったかというのを分かれば教えてください。

○村口障がい福祉課長

昨年6月補正で増額させていただいた分では、人工内耳体外機器の更新に対する予算を主な予算として2台分計上させていただいておりましたが、今のところ実績がないと。これは県のほうも、県全体でも実績がないということでもあります。ほかの通常の拡充する前の部分については、大きな増減はありませんが、今回6月補正で大きく増額させていただいた分での申請はあっていないということです。今年度は実績がございましたが、来年度も人工内耳体外機器の予算は1台分は確保しております。

○富永委員

分かりました。

実績がなかったということなんですけれども、恐らくそういったことの中で、困っている方もいらっしゃるかなと思いますので、いろんな啓発とかに努めていただくようお願いいたします。答弁は求めません。

○山下明子委員

その上の福祉タクシー助成費の件ですが、前も問題提起したこともあって、前向きな対応になっていくんだなと思うんですが、知らせ方といいますか、どういうふうに知らせていくのかということと、それから住所地特例、佐賀市のような対応をしている自治体と、そうでなく、そこの自治体の住民だけが対象だということでの、隙間があったからこういう問題が起きてきたと思うんですけれども、そこら辺で県内の担当者会議の中での何かいろんな調整だとかということなんかはどうなっているのか、2点。知らせ方とですね。

○村口障がい福祉課長

通常、福祉障がいサービスが住所地特例の考え方で行っておりますので、まず情報がございません。それで、佐賀市の場合は、この対象になりましたということを施設のほうに案内したいと考えております。

それと、昨年、県内10市会議の中で、この話はさせていただいたんですが、やはりそれぞれの市の単独事業でございますので、なかなか統一するというようなことはできませんでしたので、それもあって、佐賀市では狭間の方については来年度から対象にしていくということで整理させていただいたところでございます。幾つかの市は、佐賀市と同じように、ほかの市から佐賀市のグループホームに転入された方についてはやっているという市もございますので、そういったところ以外のところは、今、14市町がそういったことをされていませんので、基本的に14市町から佐賀市のグループホーム等に入所された方が対象になってくるかと考えております。

○山下明子委員

施設に案内したいと言われているのは、県内の特に14市町というか、要するに佐賀市以外の、していないところの施設に案内していくということですかね。佐賀市に来られるときには相談くださいみたいな感じになるのか、どういうことですか。

○村口障がい福祉課長

佐賀市の施設に案内を出そうと思っています。

○山下明子委員

佐賀市の施設によそから入ってこられて、受けていない方は言ってくださいという言い方になるんですかね。

○村口障がい福祉課長

そういうことです。

○重田委員

187ページ、社会福祉協議会経費ということなんですけど、今年までで支所が廃止されて、4月から旧郡部、校区社協という形で始められるということなんですけど、財政的にはちゃんと成り立つのか、それについてちょっと質問します。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

今、市のほうから市社協の職員人件費として1億円支出しておりますけれども、大体この1億円で職員32名分。この32名というのは、いろんな委託事業を除いた職員で、総務課だったり、そういったところの職員分は全部カバーできるような、令和4年度からはできるような形になっております。以上です。

○重田委員

先日、校区社協発会式というか、そういう形でやられて、そのとき会長が言われたのは、香典返しは市の社協にやらなくて、校区社協にやってくださいというお願いだったんですよ。財政的にもう非常に厳しいからと。そいぎんた、反対にそれをやったら、市の社協のほうは非常に厳しくなるんじゃないか。何か同じパイを分取り合戦というか、そういう形になったら駄目じゃないかなと思っているんですけど、その辺についてどうなんでしょうか。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

市の社協のことですので細かくは申し上げられないんですけども、香典返しというのは、市の社協のほうに一応寄附金という形で入って、福祉基金のほうに積立てされているんですけども、その中でいろんな社協が行っている、例えば成年後見事業だとか福祉サービス事業だとか、共同募金の募金関係以外にも事業費として使われているところがありますので、ちょっとそれを校区社協に全てということになると、また社協のそういった事業にいろんな影響はあるんじゃないかというふうに推察しております。以上です。

○重田委員

そういう部分で、財政的に非常に厳しいということであれば、佐賀市からの補助金とか、

その増額とかいろんな部分を考えるべきじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

先ほど申しましたように、人件費1億円、今32名で大体100%近くにはなりますので、職員の人件費については、来年度から回る、今までの財政調整基金を切り崩さなくてもやれるかなと思っていますけど、事業については、市のほうからも、先ほど申し上げたとおり、コミュニティソーシャルワーカーの人件費の事業の分とか他機関の丸ごとの事業とか、いろんなところの事業を委託することによって、いろんな活動をしていただきたいと思います。ただ、職員の数も決まっているので、それ以外のプラスアルファというところは、今現在は考えておりません。以上です。

○重田委員

来年度から始まって、実際活動の中でいろいろ出てくると思います。そういうのを十分見守っていただいて、本年度はこういう形で仕方ないと、それを見ながら、次のやり方というか、そういう部分を考えていただきたいと思います。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

市と市の社協というのは、地域福祉計画、地域福祉活動計画の中で、地域福祉を両輪となって担っていくというところは、目指すところは一緒ですので、市の社協自体もなくなったらちょっと困る。やっぱり地域福祉を市だけでなかなか担えない、活動できない部分を補っていただいているという認識もございますので、その辺はきちんと連携しながらやっていきたいと思っています。以上です。

○川崎委員

ちょっと教えてもらいたいと思うんですけど、この社協の関係の1億1,000万円、これはほとんど人件費ということですがけれども、例えば川副町では1世帯当たり300円の寄附を社協にしとるわけですね。これに関して佐賀市全体的に1世帯から全部均一になっているのか、どうなっているのか、ちょっとそこを教えてもらいたいと思うんですけど。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

ちょっと会費のことは市のほうで明確にお答えはできないんですけども、聞いたところによりますと、1世帯300円という目安は市の社協のほうで持っているらしいです。ただ、このお金自体は一旦自治会のほうに入りまして、自治会のほうから市の社協のほうに会費として納入されますので、それが集まったお金を全て入れていらっしゃるかどうかは、それぞれの自治会によって若干異なっているようには聞いております。以上です。

○山下明子委員

191ページの生活困窮者住居確保給付費のことですが、これは480万円増えたとおっしゃいましたか、280万円とおっしゃいましたっけ。

(「280万円です」と呼ぶ者あり)

280万円プラスということですね。

それで、また増えるだろうということでの見込みなんですが、実際にいろんな社協からお金を借りる総合支援金だとかいろんな制度もあって、コロナの中で、そっちのほうでやってきたことプラス、この住居確保給付金も非常に頼られていた部分だと思うんですが、何というんですか、一定期限内に仕事が見つからなかった場合、どうするのかとかということ、さらに伸びていくのではないかという見込みも人によってはありましたよね。そうなったときにどう対応するのかということだとか、3万300円とか3万6,000円と一応なっていますけど、大体何世帯見込みというふうに持っておられるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○宮地生活福祉課長

おおむね今のところ月に12件ぐらい来るだろうという見込みで、年間144件ぐらいを見込んでいるところです。

○山下明子委員

令和2年度の動きはどんな状態だったんですか。

○宮地生活福祉課長

令和2年度の現時点では、新規のほうで45件の新規の支給決定を行っているところです。

○山下明子委員

ということは、令和2年度で新規45件が144件まで新規が伸びるだろうという見込みということですかね。

○宮地生活福祉課長

補正予算を組ませていただいたときに、毎月12件ほどの新規が来るだろうという見込みで組ませていただいているので、そういった状況の中で、新年度についても毎月12件程度が見込まれるだろうということで新年度予算を計上しているところです。

○山下明子委員

それで、一定期間内にお仕事が見つからなかった場合の対応というのは、この令和2年度の中ではどんなだったでしょうか。

○宮地生活福祉課長

今、住居確保給付金が3か月が6か月、6か月が9か月というところまでの延長ができるようにはなっているんですが、3か月から6か月の延長まではいらっしゃいますが、それ以降、6か月以降というのは今のところいらっしゃらない状態です。

○山下明子委員

分かりました。

もう一つ、認知症対策の件なので、215ページですね。215ページの認知症対策経費で、ものわすれ相談だとかサポーター講座とか広報啓発とかおっしゃっていたんですが、特にサポーター講座ですね。今までの回数を増やしてきたことだけでなく、スキルアップとか、サポーターになった人たちをさらに活躍の場をつくりましようというようなことが、介護

保険の予算のほうでも位置づけられつつあるような、介護保険の8期の計画でですね。それとの組合せでいくと、佐賀市として、この認知症サポーターを養成した後どうしていくかというあたりは、この中でもうちょっと位置づけられていないのでしょうか。

○川副高齢福祉課長

サポーター養成講座というのは、毎年、大体2,000人ぐらいを対象に開催しておりますけれども、そのときにアンケート調査を実施しまして、その後の活動の希望を取っております。主に地域での見守り声かけを行いたい人、それから、地域でのサポーター養成講座のお手伝いをしたい、3点目がキャラバンメイトですね、講師になるような養成講座の受講の希望、それから、実際自分が認知症の方へのサポーターとしてのステップアップ講座、この4つについてアンケート調査をしております。その中でステップアップ講座を希望する方は、令和元年度は対象者1,476人に対して希望者が102名という形で、アンケート調査の結果が出ております。この102名を対象にステップアップ講座を開催するというところで通知したところ、10名程度参加の希望があったということで令和元年度に初めてステップアップ講座のほうを開催させていただいております。

令和2年度は今まで大体800人ぐらいを対象にして、希望があったのが35人程度が希望されております。そういう結果で、今年度は地域でステップアップ講座のほうは3回実施しております。それから、今まで小・中学校、高校ということで養成講座のほうを開催させていただいておりますが、今年は清和高校からステップアップ講座を受講したいという希望がありまして、初めて今年度、高校のほうでステップアップ講座のほうを実施しております。このような形で、希望があれば地域でどんどんステップアップ講座のほうを開催していきたいと考えております。

○永淵副委員長

先ほど小中高の認知症の件ですけれども、この講座は清和高校以外でどれくらいでやられているとか、そういうデータとしてありますか。小学校で何校やったとか中学校でとか、それがあったら教えていただきたいんですけど。

○川副高齢福祉課長

令和元年度と2年度の今までの実績でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

令和元年度は、学校関係では21回行っております。内訳としましては、小学校で10回、中学校で2回、高校で7回、大学、短大を含めて2回となっております。

令和2年度については、今までで20回開催しております。内訳としましては、小学校で13回、中学校で2回、高校で4回、大学、短大で1回という回数になっております。

○永淵副委員長

中学校が2回というところなんですけど、これは同じところということなんですかね。

○川副高齢福祉課長

令和元年度と2年度については同じところでは。

○永渕副委員長

認知症サポーターに関して、本当は教育現場とかでも、子どものときから、そういうふうな人間というのは老化したときになっていくんだということを理解するのは非常にいいことだなと思っているんですけど、これは教育委員会のほうにそういうことをアプローチ、何回も、地域でもいろんなところでしているんですけど、やっぱり教育のカリキュラムの量、何か手話のことで、そんな感じだったと思いますけど、なかなか総合学習でも入るのはみたいな御意見になりがちなんですよね。とはいえ、できれば社会教育的なところでもいいし、もう少しアプローチしていただいて、こういうことが学習できる場というのをつくる工夫が必要なんではないかと思うんですけども、そのあたりについてちょっと見解を教えてくださいいいですか。

○川副高齢福祉課長

おっしゃるとおりに、特に今年度はコロナで学校授業も大きく短縮されたり、休校があったりして、時間を確保するのが非常に難しかったものと思っています。ただし、私もやっぱり小・中学校での認知症教育というのは非常に必要なものと思っていますので、こちらについては、校長会等でもぜひ開催の呼びかけなどを行っており、少しずつですけども、年々、小・中学校での開催というのは増えてきているところです。

○永渕副委員長

校長会、いつもいろんなところで校長会に言っておきますというのはよくあるんだけど、ちなみに、これはジュニアサポーター的な形で、講座とかを受講した後は何か受講しましたということで証明書というか、何かあるんですか、ノベルティというか、そういうのがあったりするんですか。

○川副高齢福祉課長

ノベルティといいますか、オレンジリングですね。オレンジリングのほうを小・中学校とも配付させていただいています。

○永渕副委員長

僕は認知症サポーター、おたっしや本舗とかとお話する機会とかあって、いい試みだなと思っているし、中には、そういうのをちゃんと演劇仕立てにして、みんなにやるとかいう形でプログラムをしっかりとされていて持っているのに、こうやって今聞いていると、中学校も同じ場所でしかやられていないということは、これは1校という意味なのかなと——1校というか、その場所は変わらないところでされているかなと思うし、小学校ももう少し、そういうのを見て、そういうときにこそ僕は認知症サポーター講座をやってほしいと思うんですけど、やっぱりアプローチをもう少し考えて来年度は臨んでいただきたいと思います。答弁をそこまで、最後求めます。

○川副高齢福祉課長

小・中学校ですね。小さなうちからといいますか、学校現場での認知症の教育というのは、私どもも広げていきたいと思っていますので、認知症のサポート講座の内容等も理解していただきながら、小・中学校での開催を増やしてはいきたいと考えています。

○山下明子委員

さっき中学校は令和元年と2年は一緒だと言われていたんですが、それでいくと、小学校の10校から13校というところもダブリがあるのかなと思ったりするので、ちょっとそこから辺で、要するにやったことのあるところとそうでないところは、またずっと差がついていくと思うんですね。多分やったところは、一回、先生たちもやってみると、大体分かるから、次もやれるなと思って次もということで、系統的にやりたくなくて、案外連続的に同じところとか、あるいは担当した先生が異動した先でずっとやっていくとかという流れって、いろんな取組が共通したことだと思うんですけども、これは実際小学校も一緒なんですか。高校とか大学も同じところですか。それとも、新しいところに広がっているんですか。

○池田委員長

どうですかね。

○川副高齢福祉課長

今年度に関しては、小学校では広がりがありましたけれども、ほかのところ、高校、大学に関しては同じところでの開催になります。

○山下明子委員

ちなみに、職場でも行われたことがあったと思うんですが、最近は職場ではないんですか、企業等では。

○川副高齢福祉課長

今年度、やっぱり職場での開催というのは、銀行や保険会社、それからJ A、薬局を対象というのは、今年度は17回ほど行われています。ちなみに、今年度の開催は全体的に今のところ59回です。地域住民を対象にした、高齢者や自治会というのが22回、それから企業、職域団体などを対象にしたのが17回、学校関係が20回という内訳になっております。

○山下明子委員

そういう意味では、前に議会でもやっていただいたことがありますので、ぜひそういうことも含めてあったらいいと思いますし、そこは実践を通じて、実践を重ねることも大事だし、参加者が広がることのきっかけにもなると思いますので、そういうことも含めてぜひまた頑張ってもらいたいと思います。その点はですね。

○池田委員長

よろしいですかね。ほかはいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ないようですので、これで第1号議案、3款1項及び2項の質疑を終わりたいと思い

ます。

ちょっと長時間になりましたので、一旦休憩を取りたいと思います。11時40分から再開します。

◎午前11時36分～午前11時40分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたしますが、その前に、先ほど質疑の中で答弁を訂正したいということでもあります。

○宮地生活福祉課長

先ほど山下明子委員のほうから、資料番号3の191ページ、生活困窮者自立支援事業の生活困窮者住居確保給付費について御質問がありました。来年度、470万円ほどの予算になっているわけですが、その見込みとして144件を見込んでいたと言いまして、今年度の新規支給の決定の件数についてもお答えしまして、それが45件というふうにこちら申し上げました。新規の支給決定件数というのは、これは人ベースですので、45件イコール45人になります。来年度もその470万円の予算要求の根拠ですが、これは144件になりまして、これを人ベースに直すと、48人になります。何でこういうふうに数字が違うかということ、1人の受給者で、原則として3か月、3回支給を行いますので、1人3回支給したとすれば、その144件を割る3となりまして、48人ですので、人ベースでいうと来年度48人を見込んでいたというふうになりますので、先ほどのこちらの説明と内容が違ったと思いますので、訂正させていただきます。

○山下明子委員

令和2年度の新規45件というのは、それは45人。ということは、件数は掛ける3ということなんですかね。

○宮地生活福祉課長

単純に45人掛ける3というわけではありません。受給者によっては1回で済む人もありますし、逆に5回で済む人もありますので、そこは単純に掛け3というわけじゃないんですけれども、今年度の1月末の支給件数で申し上げますと146件になります。

○池田委員長

それでは、次に3款4項及び5項の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和3年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出3款4項、5項 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

252ページの生活保護扶助費に関連してなんですけど、世帯、人数も増えるだろうという見込みだということですが、特に、いろんな制度がもう期限が切れて、これから見込みがないとなったら、最後のセーフティーネットだというようなことは、国会の答弁でも出て



きておりましたから、そういう点で増えるということがあると思うんですが、ちょっと今問題になってきて、扶養照会の件で、国会でのやり取りがあって、国も通達が出ていると思うんですけども、一定10年ですかね、連絡が取れていなければというふうなことにするという話のようですが、現在どのようにされているのかということと、実際はケース・バイ・ケースだと思うんです、年数に限らず、実態がどうなのかということだとか、あるいは受けた人の心情だとか、いろんなことが本来はきちっと考慮されるべきだと思うんですが、どういうふうに扶養照会をなされているんですかね。

○生活福祉課職員

扶養照会につきましては、今まで、先ほどおっしゃいました交流がない方はしないというのがありまして、大体国のほうで20年以上交流がない方というふうに決まっていたんですけども、今回、令和3年2月26日付で厚労省から通知が出まして、扶養照会については10年程度で交流がない方はもう交流が断絶しているということで照会しないというふうに、今回、制度が緩和されました。今までも、70歳以上の高齢者の方であるとか、あと未成年者はもちろんですけども、DVでちょっと加害者側の方とか、そういう本人にいろいろ聞き取りして扶養照会しないほうが望ましい場合はもちろんしておりませんでしたし、今回、10年で交流断絶以外にも、例えば兄弟で相続でトラブルになっていらっしゃる方とか、扶養援助を全く見込めないと本人から聞き取りで分かる場合は、扶養照会しないようにというような通知が来ていますので、その運用でまたこれからしていこうと思っています。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ないようですので、3款4項及び5項の質疑を終了いたします。

それでは、お昼近くなりましたので、休憩を取りたいと思います。そしたら、13時から再開したいと思います。

◎午前11時51分～午後0時58分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

次は、第1号議案の4款及び第33号議案について審査を行います。

執行部から説明をお願いします。

◎第1号議案 令和3年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出4款 説明

◎第33号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

ちょっと補正のほう先に伺いたいんですが、健康教育も感染予防もラッピングバスとい

うことで、その啓発という意味が分からないんじゃないんですが、ということは、バスは合わせて4台だなど思いながら聞いたんですけれども、特に健康教育事業でコロナのことでコロナ鬱だとか、そういうことに関する対応策だと思いますが、何かラッピングバスも分からないじゃないんですが、実際的なもうちょっと手の届く中身ということは考えられなかったんでしょうか。相談とか、何というんですか、やっぱりラッピングバスなんですかねというところが何かちょっとぴんとこないというか。

○古田健康づくり課長

精神疾患に対する対応といたしましては、なかなか専門性が求められるところもありまして、とにかく専門の機関なり窓口にご相談していただくことが重要ではないかというふうに考えております。それで、ホームページ等でもそういったことは広報しておりますが、もっと人の目に触れる、意識づけを強くするために相談先等を表したラッピングで、なるべく多くの方の目に触れるということで取組をしたいと考えているところです。

○山下明子委員

いろんなラッピングバスが走っているので、車が交通信号待ちで目の前に止まったらじっくり見るとか、何かじっとしているときは分かりますけれども、しゅっと行ってしまったら、あんまり分からなくて、イメージだけは残るんですけどね。だから、相談先だとかいろいろ書かれているのを果たして見るかなというのが、ちょっと分からないんですけど。これの分が1台ですよ。それで、コロナのほうは3台ですね。感染防止が3台ということなんですけど、じゃ、運行の場所をずっとルートを変えながらやっていくということになるのかどうか、その辺はどうなんですか。それから、その中身、どんなことを書いているかというのをちょっと改めてお願いします。

○健康づくり課職員

心の健康に関するラッピングバスですけれども、デザインとしては、支えようとかいうキーフレーズみたいなものを大きく載せて、上のほうに、1人で悩まずとかいったことを表示しております。ラッピングバスそのものに相談先の案内というものは掲示しておりませんで、心の健康探しで検索、よくCM等である、検索欄に心の健康探しといって検索してねみたいな表示をしているところです。

あと、広報の手段としましては同じく昨年の6月補正でお願いしておりまして、チラシのほうを、こちらは県内にある相談機関、県でありますとか、いのちの電話ですとか弁護士会とか、そういった各種相談窓口のほうをまとめて記載したチラシのほうを、昨年、市内各戸回覧を自治会にお願いして、あとは配布用としても、同様のデザインのチラシを作成しているところです。

コロナ対策のほうのラッピングバスにつきましては、3密回避、マスク着用、手洗い、その他ソーシャルディスタンスですとか、そういったピクトグラムというんですか、イラストといいますか、あれで見た目に分かりやすいような形で表示したものを、同様のデザ

インのものを3台、運行しております。運行のルートにつきましては、交通局のほうにお任せということであるんですけども、市内数路線を、同じ路線ということではなくて、数路線を巡回していただいているということで聞いております。

○重田委員

ラッピングバスを4台回すということなんですけれども、1回印刷というか、作成したとして、このお金は結局、交通局に行くのか。

○健康づくり課職員

今年度実施しましたラッピングバスについては、制作から掲示までという一連の業務を委託という形で、交通局のほうに一括して契約しております。交通局のほうで、ラッピングの制作及びバス車体への掲示というのをされています。今回、予算をお願いしている分につきましては、新たに制作するものではございませんので、全額交通局のほうに広告料としてお支払いする費用を計上させていただいております。

○重田委員

もう体のいい交通局救済策、反対にこれを作らなければ、どうなっているのか。どこからか、これに見合うものができなかったのか、だからこれに使うのか。基本的に、一回つくるのに制作費がかかって、ネーミングライツというか、費用として、これを払うのですよね。これはちょっとおかしいんじゃないかなと。市営バスというのは、全路線走っているわけではないですよ。山間部には運行していないですよ、これで部長いいんですか。こういうのにお金を、これだけ400万円ぐらい使うのではなくて、もうちょっとちゃんと、結構私たちも、どうなっているのかと。ワクチンのスケジュールについても、いろいろ聞かれるんですよ。そして、私たちもたまにこれの後ろを走行することがあるが、見ても、ああ、こういうのがあるなというぐらいにしか、だから、4台も回す必要、それを全てここにお金を使う必要があるんですか。

○大城保健福祉部長

まず、ラッピングバスについては、6月の補正で認めていただいたということで、感染の拡大が収まれば、当然この広告は要らなくなると思うんですけども、まだまだ感染の状況ですね、落ちてきたとは言っても、第4波が来る可能性はもちろんありますので、そこで継続していかなければいけないというような判断になっております。

交通局のほうに、これはもちろん広告料として、要するに看板とかつくった場合は、当然その土地とか看板の施設を借りるというような形で、お金は通常必要になりますので、そういった形で、広告塔として交通局に走っていただくというようなことになりますので、そこは当然そのバスの車体をお借りするというような考え方でお支払いするのが、通常このような形で、佐賀市だけじゃなくて、ほかの企業も広告されていますので、そういった契約になっているかと思えます。

○重田委員

いや、今年度までは、もう仕方ないかと。新たにこの4台、1年間の借上料というか、反対にバランスよくとかいろいろ考えたら、こういうお金で、2台ぐらいはそのまま継続で、あとはもうちょっと別のやり方をしようと、山間部は走っていないよねと、それなら山間部はどうするかと、そういうことを考えるのが当たり前じゃないんですか。このお金があれば、交通局が苦しいから、こっちにこういうふうにお金を回しておけば楽だろうと、としか私は思われぬですよ。反対に交通局が苦しいなら苦しいなりの、ちゃんとした補助金を流すべきであって、こういう予防費とかそういう部分で、あんまり救済策と思われるようなやり方じゃなく、もうちょっと考えることはできないんですか。

○大城保健福祉部長

先ほど申しましたとおり、感染が収まるまではということで継続したということが基本的な考え方になります。重田委員が言われるとおり、山のほうは市営バスは走っておりませんので、そういった地域のバランスというのは、もちろん考えていかなければいけないことだと思っております。

ただ、ラッピングバスにつける広告については、やはり3密ということで市民に対して理解してもらおうということでは、感染の予防ということでは、どちらかという市民に注意を呼びかけて、基本的に守っていただくというのも必要なことだと思っておりますので、そこは広告の効果というのも、もちろん見ていかなければいけないんですけども、そういった形で継続を続けていきたいと思っております。

ただ、委員も知っておられるとおり、交通局のほうには、赤字路線バスとか、そういったところでの補助ということできちとした補助もやっておりますし、今回はこの広告ということで、バスをお借りするということで、こういった予算をしているところです。以上です。

○重田委員

今、予算審議ですよ、こういう金額が上がって、健康教育で1台、感染症予防経費で3台ということなんで、私たちね、いいものをつくり上げる。そいけん、そっちの提案として1台と3台でやりたいと。それは、私は2台ぐらいでよかとやなかねと、あと2台空いた分で、ほかのやり方は考えられないんですか。あくまでこの数字というのはあるが、具体的には、私たちが言うことによって、ああ、考えますと、もうちょっと何かほかのやり方を考えますと。例えば、インターネットに広告を載せるのでも、今うちら辺も今度、去年からかな、デマンドタクシーだ、乗らんですもん。コロナになるけんが、交通局も多分同じと言いつたですもんね、利用の少なからず。そいけん、そんなにあんまり使わんごたっとお金を使うんじゃないかと、もうちょっと何か考えてくださいよ。そういう答弁を頂くぞんた、私も納得でくるばってん、このやり方で予算を通してくださいというとは、非常に私は納得でけんねと思っておりますけど、どうなんですか。

○大城保健福祉部長

重田委員からの御指摘というのは、当然我々も考えていかなければいけないと、要するに工夫ですよ。そこが必要だということは重々承知しております。今回こういった形で上げておりますけれども、今後は考えていかなければいけないということは、もちろんあると思いますので、そういった市民の皆さんにこの感染の防止ということでの周知啓発ということでは、いろいろチラシとか先ほど言いましたように、そういったこともありますので、考え方として、新しい何か、市民に受け入れられるような、そういったものがあれば考えていきたいと思っております。

○山下明子委員

ちょっと私もそのバランスという点では、重田委員の意見に同感の部分があるんですけど、このコロナのことで気持ちが沈んでいるということに対してどうするのかという話が市内を走るバスに目立たせるようにということだけで終わりかなというのが、何かちょっともう少しちゃんと手の届く中身にしていく必要が本当はあるんじゃないだろうかなと。というのは、例えば地域でいろんな人たちの中にそういう話題が入っていくような仕掛けづくりだとか、それから、3密だとかなんとかというのは嫌というほど、もう既に流れているわけですよ。それはみんな頭にインプットされて、するかせんかという話で、するかせんかのところにラッピングバスが走ることで、そんなに効果が違うとあんまり思えなくて、だから、そうではない形での本当に有効なやり方ということをもうちょっと考えないと、何となく安易な感じがするんですよ。とりあえず形になっているねというぐらいのことでは。でも本当は悩んでいる人であれ、それからコロナ感染症のことで不安を持って外にむしろ出切れないでいる人だとか、仕事を探すこともやめたくなっている人だとか、いろんなことがあるわけですよ。だから、何かそういうことも含めながらの対応策という言葉で、深く考えながらできているとはちょっと思えないんですよ。だから、そういう感じしか持てないんですね。だから、いろいろ考えていきたいとは今おっしゃったんですが、そうは言いながらもこれが出ているということの中でですね。出してこれを作っていたらこれを走らせるしかなくなるということになるんだらうなとちょっとジレンマを抱えながら今、思っておりますが。

○大城保健福祉部長

もちろん御指摘の内容はしっかり受け止めたいと思います。対策としては、やはり全般的にいろんな対応があると思います。経済対策であったり、生活福祉であったり、就労であったり、そういったところは全般的に考えていかなければいけないと。

また、市民で本当に困られている方については、我々、相談窓口、例えば生活福祉の相談窓口、それからまるごと相談というところで、こういったコロナに対して非常にお困りの方というのは、きちんと声を聞いていきたいというふうに考えております。

○池田委員長

デザインについてももしっかり検討していただいて、インパクトある、あと効果的なデザ

インをしっかり考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○大城保健福祉部長

分かりました。

○富永委員

資料番号3番の263ページの中ほどの二重丸、ちょっと説明はなかったんですけども、不妊治療助成事業についてお聞きします。

令和2年度に年齢制限の撤廃ということで助成を拡充されたと思うんですけども、この1年通してみても、上がったから申請状況に変化があったとか、年代的にちょっと上の方の申請があったというようなことの状況を教えてもらってもいいですか。

○健康づくり課職員

実際、年齢撤廃のこととか、あとコロナで所得制限の部分がございまして、コロナに関して特例という形が認められておまして、所得要件を超える方についても、申請を認めるという形がございましたので、そういった方たちが実際いらっしゃいました。5月ぐらいにたしかそういう特例という形で国のほうから届きましたので、件数的には、10件、20件というふうに多いわけではございませんけれども、実際そういった方たちが申請されているのは間違いございません。

○富永委員

分かりました、ありがとうございます。せっかく去年拡充されて、本当にこれまで困っている方がよくなったなと思ったんですけども、お金をかけるからには実を結んでほしいわけですね。今年度の予算を見ていると、昨年度から200万円上乗せされてあるかなというふうに思いましたが、これの数の内訳とかをお聞きしていいですか。

○古田健康づくり課長

予算の積算に当たって200件ほどの不妊治療の件数を想定しております。

○富永委員

それで、例えば人工授精とか体外とか、その辺もし分かれば、出されてあればいいです、出されていなければ結構です。

○古田健康づくり課長

ただいま200件ほどと言ったのは、いわゆる体外・顕微授精のほうで、人工授精として60件ほどで一応見込みを立てております。

○山下明子委員

265ページが一番下の食育推進基本計画策定経費なんですけど、第3次計画に向けてのことで、今年度にアンケートもされたということだったんですけども、今後、コロナのこととか何かいろんな影響もあるのかなと思ったりするんですけども、この食育の考え方にアンケートを踏まえての何か変化だとか、そういうことはあっているんでしょうか。

○古田健康づくり課長

すみません、アンケートについては集計段階で、まだきちんと分析しておりませんので、それをこれから分析して、次年度の策定につなげていきたいと考えております。

○池田委員長

ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質問ないようですので、第1号議案の4款及び第33号議案についての質疑を終わります。

次に、第34号議案について審査を行います。

執行部から説明をお願いします。

◎第34号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質問をお受けします。

○山下明子委員

一番最後のあたりの説明は、考え方はよく分かりました。それで、最初は2,300ぐらい来るということですが、一遍に来たときに保管の期間がどれぐらいまでいいのかとかいうことで、受け入れる体制というのが当然出てくると思うんですね。さっき、5月連休明けぐらいから、どかっと来るんじゃないかという見通しを言われたんですが、その場合の対応は大丈夫なんだろうかなというのが気になるんですが。

○大城保健福祉部長

まず、ファイザー社のワクチンが最初に入ってくると思います。ファイザー社のワクチンについては、ちょっと難しいんですが、接種をする体制としては基本型とサテライト型と2つに分かれていて、基本型がディープフリーザー、マイナス75度以下の冷凍庫を持っているところ、サテライト型はその基本型のディープフリーザーから配送していくという形になります。まず、ファイザーのほうから基本型にワクチンが届きます。そのワクチンが届いて、マイナス75度で保管する場合は有効期限はいつまででもいいですので、それは6か月ぐらいもつと思いますが、その後、今度はディープフリーザーから携帯型の施設、個別の病院に運ぶ場合は冷蔵になります。冷蔵になった途端に、あともう5日しかもたないというようなことになります。5日間で、その医療機関では接種していただくということになります。それから、希釈してしまうと、それは6時間しかもたないというような形になります。その配送については、卸売業者を県のほうで決められておまして、佐賀市のほうはアステムが流通するというような形になっております。ファイザーの場合はまだ決まっていないところがありますけれども、基本的にはそういったところが、基本型から携帯型に運んでいくと、基本がディープフリーザーのところから個別の医療機関に運んでいくというような形を取るということになります。ただ、その運び方については、要は冷蔵で運んでいかなければいけないということで、1医療機関当たり1つのケースを用いなく

ればいけないとか、取扱基準はいろいろあるんですけども、そこは今現在アステムのほうで検討していただいているところです。

○山下明子委員

1つは、この接種スケジュール全体を見たときに、医療従事者が先です。それから高齢者ですとあって、4番目のところに高齢者施設と従事者というふうに、全体スケジュールとしてはなっているじゃないですか。それで、実際的には最後に言われた対応をまずされるということで、考え方として、多分本当はこれが大事だと思うんですよ。医療従事者優先は分かるけれども、高齢者施設従事者というのもまたすごく大事で、しかも、在宅高齢者に対応している訪問介護の人とか、そういう人たちを回っていかにかんからというので物すごく大変だと思うんですよ、訪問ステーションの人たちとかも。なので、いわゆる集団で生活している施設だけでない高齢者介護の関係者というのも本当は後回しでないほうがいいんだろうなという感じがするんですね。だから、ここら辺はどう考えられるのか、国がこうしなさいという意味なのか、佐賀市としてはこうなんだということなのか、どうでしょうかね。

○大城保健福祉部長

この順位は、あくまでも基本型ではこうなっていますよと。特例があるわけなんですけれども、この4段目に高齢者施設の従事者への接種ということで書いてありますけれども、この方たちは、ここの2段目の高齢者への接種と同時に打てるということで、国のほうもそこは言われております。障がい者施設も若干繰上げがあるということで、当然その従事者の方が移していくという可能性は非常に高いので、そこは特例としてありますので、そこは高齢者の施設については、うちのほうが一つ一つの施設からリストをもらって、従業者も同時に打っていくというような形で進めていこうと思っています。

○山下明子委員

そのほうがいいと思います。つまり、例えば、このスケジュールが回ったときに、高齢者施設、あるいは障がい者のほうも、介護関係施設の人たちは、やっぱりえーっと思われるんじゃないかなという感じがするので、もし佐賀市としてはこう考えているということがあるならば、そこをしっかりと知らせたほうが、多分、皆さん気持ちが安心するのではないかなというふうに思うんですが。

○大城保健福祉部長

高齢者施設のほうには、うちのほうがそういった段取りというか、やり方の流れは説明していきますので、その分については高齢者施設の方もそこは心配されておりましたので、そこはきっちり情報を流して、しっかり従事者も一緒に打てるような形を進めていきたいと思っています。

○山下明子委員

それはさっき言った訪問ステーション的なところも含めてということでもいいんですか。



○大城保健福祉部長

訪問ステーションはまた別です。今は高齢者の施設ということで、例えば、老健の施設、特養の施設、有料老人ホーム、そういったところを今話していますので、訪問看護ステーションとか、そのあたりは、今のところ対象になっている分がちょっと私もはっきり覚えていませんけれども、必要な部分は先に接種できるようになっていて、通常の場合であると、通常の基本型の接種の順番ということになります。

○山下明子委員

だから、さっき最初に聞いたのは、ここで言われている施設といったら、いわゆる介護3施設とか、そういうふうに位置づけられているところだけという感じがするけれども、現実にはやっていることは余り変わらず、高齢者と接していくと、施設の規模にも、グループホームだとか地域密着型のとかいろんなありますよね。そういうところなんかは、逆に従事者が少ないために、もし1人、濃厚接触なりなんなりになったら、スタッフそのものが崩壊していくということで、代わりがきかない小規模であればあるほどという部分もあるかね。それからステーション系も、自分たちがあちこち行くから余計にとか、幾つかを兼任しているヘルパーなんかは、自分がAグループのほうでしているけれども、Bグループで感染者が出たときに、Aグループで動けなくなるとか、何かそういうことが出てきたりするわけなんですよね。だから、基本型でこうやって示されているけれども、実態はどうなのかというあたりが、本当に難しいと思いますよ。だけれども、やっぱりそこは実情をもう少し酌み取る必要があるんじゃないかなと思うんですが。

○健康づくり課職員

このスケジュールに沿ってするというのは、もう国のほうで決められていて、先ほど山下明子委員が言われていた、訪問看護ステーションの従事者は、医療従事者として位置づけられているので、高齢者よりも先に接種するということになります。高齢者施設といっても、入所施設の方の従事者は高齢者と一緒に打てるんですが、デイサービスの従事者の方は、高齢者の後の順番になるということで、Q&Aでずっとこういう場合はどうか、こういう場合はどうかということで国のほうから来ていまして、訪問看護ステーションの方は医療従事者扱いになります。以上です。

○山下明子委員

ヘルパーは違うということですか。

○健康づくり課職員

ただ、ヘルパーたちは、基礎疾患の方たちと同時に受けることはできますので、あとちょっと今日、国のほうからまた新たに來ている分では、在宅サービスで従事されている方についても、やっぱり大都会のほうではすごく流行していますので、その部分については在宅サービスの方たちも、そこら辺を配慮して、従事者ということで取扱いができるということは、今日、新たな情報としては入ってきています。ただ、今、佐賀県の流行の患

者数からいけば、かなり入院の医療のスペースもまだありますし、物すごく逼迫している状況であればというただし書がついておりました。

○池田委員長

ほかにございますか。

○重田委員

コールセンター、私たちもいろいろ聞かれて、それならコールセンターに聞いてくださいというやり方に多分なっていくんじゃないかなと、コールセンターはどういう形でやられるんですか。

○大城保健福祉部長

コールセンターは先ほど説明しましたが、委託で業者にお任せしようかなと思ってます。もちろん研修関係は我々がやって、受け答えのあれはやりますけれども、一応15人体制で、毎日受け付けるというようなことで考えています。

○重田委員

私たちもいろいろトラブルがあったとき、ここに電話してくださいと、全然かからないことがあるですもんね。そいけん、何回かけても一緒じゃないか、ついたそこに文句言いたくなりますし、そういう部分があると思いますけど、多分、私たちも、結構、多くても15名ぐらいで回していけるんですか。

○大城保健福祉部長

15人というのは、私も心配しているんですよね。ですから、平均的に15人とは言っていますけれども、当然、接種券を配った後が一番多いと思うんですよ。そこは、当然、かからない状態が来ると思います。でも、そのときは必ず増員をするという形で、どこまで増員するかというのは、ちょっとまだ今のところ分からないので何とも言えないんですけども、そういう体制を取ります。

○重田委員

その辺柔軟に、職員も含めて対応できる何かやり方、それで、あんまり時間のかからないような説明の仕方とか、いろんな部分で、そしたらインターネットできる人はこっちのほうをすぐ見てくださいとか、何かやっぱりやっばりやっばりいかんといかんとじゃないかなと思います。

○大城保健福祉部長

重田委員が言われるとおりです。私は、10万円の給付のときは、やっぱりコールセンターにかなりかかってきて、職場にもかかってきて、職場の業務ができなくなったんですよ。それで、10万円のときは、あれ一発で終わりだったからよかったんですけども、今回の場合は、高齢者を出して、問合せがかかってきた段階で、一般市民の分をつくっていかなければいけないという同時作業が出てくるもので、そこでコールセンターとか問合せで、職員が5名とか7名いますけれども、そこでとまってしまうと、次のステップに行け

ないということになりますので、そこは一番心配しているところです。だから、その体制については、今後、十分考えてしたいと思っています。

○健康づくり課職員

先ほどの説明で補足させていただきたいんですけども、確かにコールセンターだけで不足するというのも十分想定しておりますので、先ほど部長のほうから説明がありましたけれども、予約システムということで、ウェブ上で予約ができるようなシステムを今検討しております。若い人はスマホからQRコードという2次元コードを読み取って、スマホから予約をできるというような形で、若い方たちはそちらを利用していただくような形で御案内させていただこうと思っています。当然、スマホが使えない場合もありますので、電話番号も入れて、通常の普通の方は電話で、コールセンターで予約してもらおうと。若い方たちはスマホを使ってインターネットで予約してもらおう形で、2段階で検討しているところです。以上です。

○山下明子委員

関連で、さっき問診のところはかなり時間がかかるだろうという話で、もちろん本当に人によってはそういうこともあるかもしれないんですが、基本的な問診の部分というのは、例えばウェブ上でのたったたっと入力して、つまり、問診項目は事前に記入する。よく健康診断のあるじゃないですか。事前に一応チェック入れといてくださいと、そういうふうなことというのはないんですか。つまり、その会場に行って、初めてそこからスタートすることが全てなのか、手前でチェックリストで対応するようなことというのは今回はないんですか。

○大城保健福祉部長

予診票は封筒の中に入れて発送しますので、基本的には書いてきてくださいという話で、その欄の中にはかかりつけ医とか、そういったところに聞いてありますとか、いろいろありますので、そういったことで、事前に基本的には書いていただく。ただ、問診で私が時間がかかると言ったのは、やっぱり初めてのワクチンだから大丈夫ですかとか、そういったところで、インフルエンザの場合は、通常慣れているからすっといけるでしょうけど、そこが時間かかるんじゃないかなと。

○山下明子委員

さっきの説明の中で、出かけていけない場合は巡回接種もあり得るということをおっしゃっていましたが、それこそ在宅で高齢世帯とか認知症とか独居でとか、そういう方たちなんかの対応は送った先がどうなっているかということも含めて、その辺のフォロー策はどのように考えていらっしゃるんですか。

○大城保健福祉部長

まず、医師会にサテライト会場ということで個別の医療機関がどれくらい手を挙げてもらうかということで、身近な地域で、かなり医療機関が手を挙げてくれれば、通常、病院

には行かれている人が結構多いので、そこはできると思います。どうしてもやっぱり行けない人がいるということになると、接種券が送られてきた後に自分は受けたいけど、行けないといったような問合せがあるというふうに考えています。それについては、先ほど私が説明しましたとおり、巡回で、どこかの登録された医療機関から、そちらのほうに行ってくださいというようなことも考えています。ただ、そこはどのくらいいらっしゃるか今つかめないで、一応ざくっと計算した分では100人とか200人とかありますけれども、そういった方に対して医師と看護師が、例えばルートを決めて、その集落に行き回るとか、そういった形でしたいとは考えています。

○山下明子委員

在宅の方の場合は、デイサービスだとか、かかりつけ医がおられるとか、何かのときはあれですが、それで例えばヘルパーが入っているようなところだったら、そろそろ送られてきているような時期には声かけして、こんなのが送られてきているんじゃないと一声かけてもらうとか、何かしないと、結構そんなのがあったかねとか、もうどっか入り込んでしまって全然気がつかないことにもなりかねない場合があるので、その両面からぜひフォローが必要なのではないかなと思います。

○大城保健福祉部長

周知は、皆さんに知ってもらうことは必要になりますので、やっぱりいろんな通知文が来るから、分かりやすく黄色の目立つような封筒にはしているんですけども、なかなか中まで見られないということもありますので、その辺は注意していきたいと思いません。

○重田委員

集団接種のところと医療機関ということなんですけど、やっぱり山間部とかは医療機関が少ないので、そこで手を挙げてもらわんと、反対に出てきてと。例えば、そういうふうになったとき、夜はもう行ききらんよと、年配の人たちは昼に会合してくださいと結構言われるんですよ。そういう部分にして、せいけん、なるだけ温泉病院とか内藤医院とかがやっていただけたらいいんですけど、できないときは巡回って、ずっと回りよったらそれも大変かなと思うんです。それはどうなんですか。

○大城保健福祉部長

今、医師会のほうで調査しているところなんですけれども、温泉病院は当然されるんですけども、内藤先生のところも、多分手を挙げられるんじゃないかなとは思っております。あと、三瀬が三瀬診療所のほうで受けられるかどうかというのは、まだ今のところ調整中ですので、向こうの体制のこともありますので、そこはちょっと調整したいと思っています。例えば、三瀬診療所ができない場合は、三瀬のほうに出張所として富士大和温泉病院から行くとか、そういうことを考えています。

○富永委員

年齢のことなんですけれども、いろいろ16歳とか65歳とか60歳とか出てくるんですが、これの基準日はいつになっていますでしょうか。

○大城保健福祉部長

まず、65歳以上というのは、その年度に65歳になられる方ですね。16歳の分は、受けるときに、たしか16歳以上である人になっています。ただ、16歳は今ファイザーのほうも、まだ16歳未満の治験をされているところなんですよね。だから、これが下がってくる可能性もあるし、またアストラゼネカとか、ああいうワクチンは、ひょっとしたら小学校以上はいいとかになってくるかも分かりませんので、これは今の現段階で薬事承認された内容が16歳以上というような形になっているから、対象がこうなっています。

○富永委員

それと、例えば16歳以上になった場合が、多くの方が高校生になるのかなと思うんですが、例えば集団接種とかで、検討されるときに、学校でとかいう声のほうはなかったんでしょうか。

○大城保健福祉部長

学校のほうには、一回事前に相談には行きましたけれども、県の教育委員会のほうからとか、そういった形で流れてくるのかなと思ったりもしたんですよね。高校がそちらだからですね。ただ、県のほうから、いろんな内容はまだ来ていませんし、今後、ちょっと先ですよね、高齢者の先ということになるので、それはちょっと今どうなるか分かりません。ただ、佐賀市としては、土日に来られて、集団接種で受けられる体制ということで、今のところはちょっと考えているところです。

○川崎委員

1点だけ。今現在、医療従事者への接種が始まっていますけれども、世の中に、私もいろいろアンケートを取ってきていますけど、接種しますか、しませんかということで、今現在も接種している方々に対して副作用等々のテレビ等でも放映されていますけれども、どういうふうな情報が入っているか。

○大城保健福祉部長

今現在、先行の医療従事者の接種ということで、これは調査のための接種ということでされています。約2万人ぐらい受けられていて、これは厚生労働省の分科会の中で出ていたんですけれども、大体3人ぐらいが副反応が出ているということになっております。

アメリカのほうは、もうかなり打たれていますので、一応アメリカの調査委員会というのがあって、そこの中では、約100万人のうち、接種部位の痛みを覚えた人は約7割とか、疲労が3割とか、そういった形である程度の副作用、副反応は出ている状況であります。ただ、重い副反応ですよね。そこは、今のところ厚労省の発表では、そんなに多くないというような形になります。だから、新聞、何だったか、ニュースで1人が、ワクチン打った方が死亡されているということで出ていましたけど、あれもまだ因果関係が分からない

ということになっておりますので、その辺は今後の調査になると思います。

○川崎委員

確かにアメリカ等は、昨日もテレビ等でも見ましたけど、死亡者は千何百人やったかな、ということで見よったです。それで、先ほど部長が言われるように、1名だけがワクチンを打って3日後には亡くなったと。それが最終的はくも膜下出血という判断で、聞きたいのは、この間、全体協議会でも質問があつて、もし死亡したときはどこが補償するのかということで、国が補償しますと、金額は4,400万円ですかね、補償しますと。しかし、今回こういうふうにはワクチンを打った3日後に死亡したにもかかわらず、名目はくも膜下とするならば、こんな補償は出てこないでしょう、どうなるんでしょうか。

○大城保健福祉部長

まず、コロナワクチンを打って健康被害が生じた場合の基本的な流れなんですけれども、これは予防接種法の中に、健康被害があつた場合は救済を行うということになっております。これは市のほうが実施主体ですので、市のほうが最終的に給付を行うというような形になります。一応申請の流れとしては、死亡された方は申請できないかも分かりませんが、その副反応が出た方が佐賀市のほうに申請されます。佐賀市のほうで、調査委員会——これは正式名称は予防接種健康被害調査委員会というのが条例で決められていて、その調査委員会で、まずワクチンの接種についての状況を審査して、ワクチンを打つたことによる副反応であるということは、佐賀市の調査委員会でできた時点で、県、そして最終的には厚生労働大臣のほうに進達して、そこでまた厚生労働大臣が調査の委員会を持っていますので、そこにかけて、そこで因果関係が分かったということになると、その情報が佐賀市まで下りてきて、申請者のほうに給付を行うと。負担は、国のほうが負担していただくというようなことになります。死亡の一時金については、これも法令等に規定されておりますので、死亡した場合は、死亡一時金として4,400万円ぐらいの給付が行われると。また、あと、ほかにも医療手当とか障がい関係とか年金とか、そういったのが支給されるようになるという形になります。

○川崎委員

そこなんですよね。私、今、市民にアンケートを取っていますが、打ちますか、打ちたくないですかということで、しかし、亡くなったとき、どうなりますかということで、亡くなるなら4,400万円ぐらい来ますよという言い方をしていますけど、今回1名亡くなった、しかし、3日後にはくも膜下出血ということで名称が変わった——変わったというか、まだ因果関係が分らんということで、ということは、その中で名称が変わるなら、やっぱりこの4,400万円の補償は出てこないだろうというような感じがするわけですよね。だから、市民に対しても、私もその内訳も言わないといけないもんですから、やっぱり因果関係で、多分、分からない、分からないといって、とうとう国の厚生省も認可しないということで、その死亡の4,400万円は下りてこなかったと、こうなるんじゃないだろうかとい

うふうに思うわけですね。私もよく亡くなった場合のことを聞かざるわけですね。幾ら  
の補償があるでしょうかとか、副作用の関係を心配されている方がいっぱいおるもんです  
から、その辺は、ちょっとこれは意見として今後対応していただきたいと思います。

○池田委員長

ほかにございますか。

○永渕副委員長

文教福祉委員会では、障がい者のコミュニケーションというところで所管事務調査をし  
た経緯もありました。そういう意味で、障がい者に対するコロナのこのワクチン対応とい  
うことでお聞きしたいんですけど、例えば先ほどおっしゃった関連になりますが、コール  
センターとなると、耳が不自由な方たちが使うとなったら、どうするのかという意味で、  
例えばファクスを使っているような自治体もあるとお話を聞いたこともありますし、コロ  
ナのワクチンのいわゆる会場のほうに行ったときに、例えば通訳者、我々ずっとやってい  
た、いわゆる手話通訳者とかがそこにいてくれるのかとか、何かそういうコミュニケー  
ションに関しても今後いろいろ考えていく必要があると思いますけど、今現在、どうい  
うお考えなのかをお聞きします。

○大城保健福祉部長

今、永渕委員が言われたことは、今まさに検討しているところなんですね。聴覚の場合  
は、ファクスで予約を出してもらおうとか、そういったところは、今、いろいろ業者とも  
調整しているところです。なるべくスムーズに予約と、それから接種会場でもスムーズに  
接種ができるような形にはしたいと思っています。具体的には今から調整をするところ  
です。

○永渕副委員長

今、調整ということでございますので、基本的にそういう方針が調整できて、ある程度  
フォーマットができたときは、また各団体にもちゃんとそういうのを報告するとか、もち  
ろんそれは検討していただくということでよろしいでしょうか。

○大城保健福祉部長

そこはまだ今から検討していくところですので、そういったお知らせは広くやってい  
かなければいけないので、考えていきたいと思っています。

○池田委員長

これについては、例えば視覚障がい者に配送する場合にも、ちゃんと市役所からそう  
いった案内が届いているという、触って分かるような表示もちゃんと配慮していただいて、  
そういった意見交換のときも出ましたので、とにかくあらゆる障がいの方を考慮して、発  
送の段階でも考えていただきたいというふうに思いますので、それは意見として言ってお  
きます。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかはないようですので、これで第34号議案の質疑を終わります。

ここで一旦休憩を10分間取りたいと思います。14時45分から再開したいと思います。

◎午後2時36分～午後2時44分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

次は、第2号議案の審査を行います。

執行部から議案の説明を求めます。

◎第2号議案 令和3年度佐賀市国民健康保険特別会計予算 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

全体的な縮小の理由が被保険者の減ということではあったんですが、6ページで、保険税の比較が前年より2億3,000万円減っているということですよ。コロナで結構職を失ったという方たちもおられるし、国保に入ってこざるを得ない人たちが増えているのではないかなという気がしたんですが、そこはどういうことになっていますか。

○梶山保険年金課長

確かにコロナの影響があります。例年でありますと、3%から4%の間で被保険者は減っているんですが、コロナとの直接の影響かどうか分かりませんが、若干被保険者の落ちというのは鈍っているような状況でございます。1%台に落ちる、いわゆる社保への流れというのは少し弱いかなというような感触を持っております。その中で、コロナで所得が下がったことによる影響というのが当然あるかということで危惧しているところですけども、実際この見込みとなると非常に難しいということでございまして、コロナで収入が下がった分については国が補填するのが筋ではないかなということで、県のほうから国のほうに要望しているところでございますが、今のところまだ回答待ちの段階でございますので、県内統一して当初予算にはその分計上せず、3月補正等で予算計上させていただくかというような考えでございます。ただ、この所得減分というのは、もし国が補填が難しい場合は、県のほうでも基金を持っておりますので、そちらのほうで繰入れをして支えていきたいという県からの回答を頂いているところでございます。

○山下明子委員

もしそういう場合のというのは、県の基金はどれぐらいあるんですか。

○梶山保険年金課長

今年度はまだ決算が終わっておりませんが、26億円から40億円ぐらいまではいつているんじゃないかというふうに考えています。26億円は確実にあります。26億円はありますが、今年度また決算が終わりましたら、その分が上乗せして、約40億円ぐらいはある



と思います。

○山下明子委員

ということは、国保税の収入が減る見込みは、被保険者の減とともに、税率改定の反映ということもあるわけですか。これは被保険者のことだけですか、2億3,000万円減っているのは。

○梶山保険年金課長

県に求められる納付金が当初予算ベースで3億6,000万円ほど落ちております。その他の状況をいろいろ含めて、この2億3,000万円については、いわゆる保険税引下げ分というのが大きく影響しております。

○山下明子委員

31ページの傷病手当金ですが、令和2年度はゼロだったということになっていますね。前年度予算額、これは当初比という意味ですかね。要するに傷病手当金、コロナ対応の実績はなかったんでしょうか。

○梶山保険年金課長

傷病手当金につきましては、現在2月末時点で2件の申請があっておりまして、金額にいたしまして28万5,103円、実際拠出、交付しております。ここにゼロと書いているのは前年度当初予算でございますので、実際は補正を500万円ほどさせていただきまして、その後、また補正で下げさせていただいたという状況でございます。

○山下明子委員

この第3波と言われるところでぐっと増えてきた中で、最初の頃はお勤めの方たちが多いただろうみたいな話だったのが、経営者だったり事業者本人だと、ここにかかってくるだろうというふうに見ていたんですが、結局傷病手当金のこと自体がどこまで知らされているんだろうかなということも気になるわけですよ。全体で170万円しか組まれてないことでね、本当にこういうきちっと知らされているのかどうか、そこら辺今後の広報も含めてどう考えているのでしょうか。

○梶山保険年金課長

傷病手当金もそうなんです、まず一番大きなのが国保税の減免制度が非常に大きかったわけでございます。私どもといたしましては、まず市報に3回、昨年載せさせていただきましたし、さがCテレビ、インターネット、ユーチューブでも挙げさせていただきましたし、佐賀C i t yテレビ等、あとホームページ、あらゆる手段を使って広報はさせていただいたつもりでございます。

それともう一つは、私は個人的に、第3波のときに焼き鳥屋等が非常に厳しいというような報道もあっておりましたので、知り合いのそういった経営者の方にも、こういう制度があるので、お近くの同業者の方にもお伝えしていただきたいというお電話を直接させていただきました。これは、また来年度も同じような状況が続くと思いますので、支援につ

いては、私たちは広くとにかく救っていくと、拾っていくという姿勢で、広報も努めていきたいと思っております。

○山下明子委員

コロナ減免の制度も含めてですが、申請しようと思ったときになかなかハードルが高いということがあったり、通りにくいんじゃないかという声があったりということも出ていたんですが、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。全体の申請件数と適用件数との関係を、この傾向を見ながらの、今回、全体としてどう考えられているか。

○梶山保険年金課長

まず、申請がしづらいんじゃないかという意見は、いわゆる団体との交渉と申しますか、要望活動の中でも私たちかなり厳しくやり取りをさせていただきまして、まず気づいたことがあれば、とにかく先に電話でもいいので私たちに教えていただきたいと。それで変えられる分もありますのでということで、申請書をかなり2回ぐらい改善して、指摘を受けたりした部分もございましたので、できるだけ受けやすいようにということで改善を図らせていただきました。その中で、現在申請が180件ほど頂いておりますけれども、まだまだ、ひよっとすると、いらっしゃるのではないかなというようなところもございますので、まずは知り合いの方とかいればお伝えしていきたいと思っておりますのでございます。

○池田委員長

ほかにもございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないので、第2号議案の質疑を終わります。

次に、第3号議案を審査します。

執行部からの説明をお願いします。

◎第3号議案 令和3年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

最初のところでの受診減の見込みということでは、医科と歯科では歯科のほうが受診減が多い傾向とか、そんな感じはありますか。

○小峰事務長

具体的に数字を申し上げますと、2月段階で医科のほうが前年度比84.3%、歯科のほうが82.5%ということで、若干歯科のほうが多いという結果にはなっております。これにつきましては、コロナの影響が一番大きいと思いますが、このわずかな差について細かい要因はないのではないかなというふうに思っております。

○池田委員長

ほかにはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないので、第3号議案の質疑を終わります。

次に、第4号議案を審査します。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第4号議案 令和3年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないので、以上で第4号議案の質疑を終わります。

以上で保健福祉部に関する議案の質疑を終了します。

保健福祉部の職員の皆さんは退室されて結構です。大変お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

長時間お疲れさまでした。

それでは、本日の付託議案の審査に関して現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、現地視察の希望はないということです。

それでは、明日の審査は午前10時から開催します。

以上で本日の文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

文教福祉委員長 池 田 正 弘